

# かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所  
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成29年11月1日

## ▶ TOPIC 平成30年より、配偶者控除150万円に拡大

税制改正により、平成30年1月から、38万円の所得控除が受けられる配偶者(妻)の年収制限が、103万円から150万円に大幅拡大されます。

その一方で、適用となる世帯主(夫)には年収制限も設けられ、高所得者世帯にとっては増税となるとのこと。

今回は、世間一般に出回る年収の壁の説明と、改正に伴い得する人・損する人、パートさんの働き方などについてご案内したいと思います。

### そもそも、配偶者控除とは？

私たちの所得税は、年収から様々な控除を差し引きし、課税所得を確定させたものに所得税率を掛けて決まります。

要するに、課税所得が少なければ、その分納める税金も少なくなります。

配偶者控除は、世帯主の年収から最大で38万円分の課税所得を減らす効果があり、簡単に言えば、配偶者控除を受けられることで、世帯主(夫)の所得税が年間で38万円×所得税率分安くなるのです。

今までは、この配偶者控除を受けられる世帯主は、配偶者の年収が103万円までに限定されていました。しかし、来年より150万円に改正されるため、今まで103万円を気にして働いていたパートさんにとっては朗報となるのではないのでしょうか。

課税所得 × 所得税率

課税所得が少なくなれば  
納める税金も減る

### 年収の壁とは？ 以下、配偶者=妻、世帯主=夫とします。

では、150万円ギリギリまで働いて良いのでしょうか？

必ずしもそうとは言えない壁の数々を、ご説明したいと思います。

#### ■100万円の壁

※一部自治体は98万円

年収100万円以上で、妻に住民税が発生します。

ただし、年間の課税額は1万円にも満たない方が多いので、大きな影響はなく、住民税を払いながら働くパートさんも多く見受けられます。

100万円を超えると  
住民税発生

#### ■103万円の壁

※来年から150万円へ変更

年収103万円は、今年(H29)までの配偶者控除が適用となる妻の収入の限度です。

103万円を超えると、妻に所得税が課税され、配偶者控除も適用されないため、夫の所得税も高くなってしまいます。

ただし、来年(H30)以降は、この金額が150万円に改定されるので一安心ですね。

しかしながら、夫の勤務先で配偶者手当等があり、その支給基準を妻の年収103万円に定めているような会社では、手当が一部支給されなくなる可能性があります。

参考までに…、トヨタ系では今回の改正に伴い、配偶者手当自体を廃止し、子供手当への増額を決定した会社が多いようですので、年収を抑えても、そもそも関係ないことがかもしれません。

103万円を超えると  
所得税発生  
※ただし、今年まで

## 106万円での社保加入要件

- ①週 20H以上
- ②月収 8.8 万円以上
- ③1 年以上勤務する
- ④学生でない
- ⑤従業員 501 人以上の会社

130万円を超えると  
社会保険の扶養から外れる

だからと言って  
パート先で社保加入できると  
も限らない

150万円を超えると  
夫の所得税が増えます

社会保険料や  
国民健康保険・国民年金の  
負担で働き損になるかも

150万円の拡大は  
夫に扶養される妻だけ

夫の年収1,220万円以上  
の世帯は増税

## ■106万円の壁

※H31 年以降は、500 人以下でも影響あり

昨年 10 月からの社会保険加入要件の緩和に伴う金額です。年収に換算すると年収 106 万円になることから、こう呼ばれています。

パートさんでも基準を満たした場合は、社会保険に加入することになります。

現在は一部の大企業のみを対象ですが、H31 年以降は中小企業へも適用されます。

## ■130万円の壁

夫が会社員の場合、年収 130 万円を超えると夫の社会保険の扶養から外れることとなります。社会保険の扶養から外れると、今まで支払うことのなかった、国民健康保険料 + 国民年金保険料を妻自身が納めていくことになり、実質の負担増となります。

たまに耳にするのですが…、「年収 130 万円を超えたらパート先で社会保険に加入する」と仰る方がいますが、これは間違いです。

社会保険の加入基準は、年収ではなく、あくまでも働く時間・日数であり、現状は正社員の 3/4 以上働く場合に加入、とされています。

例えば、1 日 8 時間正社員が働く会社なら、8 時間の 3/4 である 6 時間以上を週 5 で働かない限り、勤務先での社会保険には加入することが出来ず、ご自身で国民健康保険・国民年金への加入をすることになります。

夫の勤務先が、社会保険の扶養家族に入れる基準の年収 130 万円をもとに、家族手当を支給している場合、家族手当も減額されるかもしれません。

## ■150万円の壁

来年 (H30) 以降、妻の年収が 150 万円を超えると、夫の配偶者控除が減額されます。

実際には、150 万円を超えても配偶者控除は全くのゼロになるわけではなく、配偶者特別控除として段階的に減額され、年収 201 万円を超えるまでは減額されつつも適用されます。

## ベストな働き方は？

収入が増えても、働き損になっては意味がありません。

一般的に税金上の壁よりも、社会保険や国民健康保険・国民年金の負担が生じるであろう「106 万円の壁」と「130 万円の壁」の影響が大きいと言われています。この 2 つの壁は、確実に働き損となる可能性を含んでいるからです。

そのため…、大企業で働くパートさんは → 106 万円未満に

中小企業で働くパートさんは → 130 万円未満に

抑えて働くのがベストと言われています。

## ただし…、ご注意ください ※1

103 万円から 150 万円に拡大されるのは、夫の税金上の扶養に入る妻だけに限定されています。夫以外の扶養に入っている妻や、アルバイトのお子さんは対象とならず、これまで通りの 103 万円が限度となりますのでご注意ください。

## ただし…、ご注意ください ※2

夫の年収が、1,220 万円を超える場合は、今回の改正により一切、妻の年収が 150 万円未満であっても、配偶者控除の適用がなくなります。来年 (H30) 年からは、高所得者世帯にとっては実質増税となります。